

避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況等調査結果

消防庁では、市区町村の自然災害発生時における円滑な避難勧告等の発令の判断に資するために、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月）を参考に、地方公共団体に対して、避難勧告等の具体的な発令基準の策定を要請してまいりました。

この度、全国の市区町村における平成25年11月1日現在の策定状況等について、調査したので公表します。

調査結果によれば、災害種別ごとの避難勧告等の発令基準について、「策定済」と回答した市区町村の割合は、水害で78.2%（1,362団体、前年比2.9ポイント増）、土砂災害で77.4%（1,240団体、前年比4.2ポイント増）、高潮災害で63.3%（406団体、前年比0.7ポイント増）、津波被害で80.1%（534団体、前年比1.2ポイント増）となっています。

調査結果の詳細（災害種別、都道府県別、市区町村別の状況）については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。

- [調査結果の詳細（水害、都道府県別、市区町村別の状況）](#)
- [調査結果の詳細（土砂災害、都道府県別、市区町村別の状況）](#)
- [調査結果の詳細（高潮災害、都道府県別、市区町村別の状況）](#)
- [調査結果の詳細（津波災害、都道府県別、市区町村別の状況）](#)



（連絡先）消防庁国民保護・防災部防災課
館災害対策官、永岡防災企画係長
TEL 03-5253-7525（直通） Fax 03-5253-7535

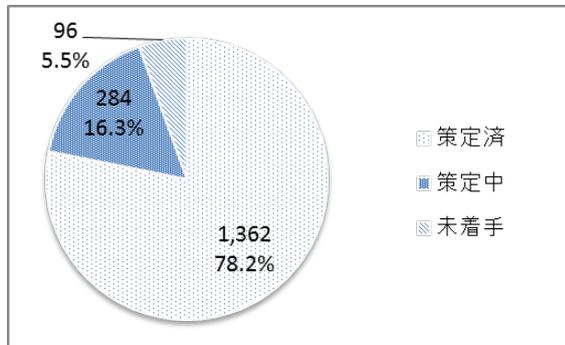
＜調査結果の概要＞

(注1) 調査結果は市区町村からの自己申告に基づくものです。

(注2) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがあります。

1 水害

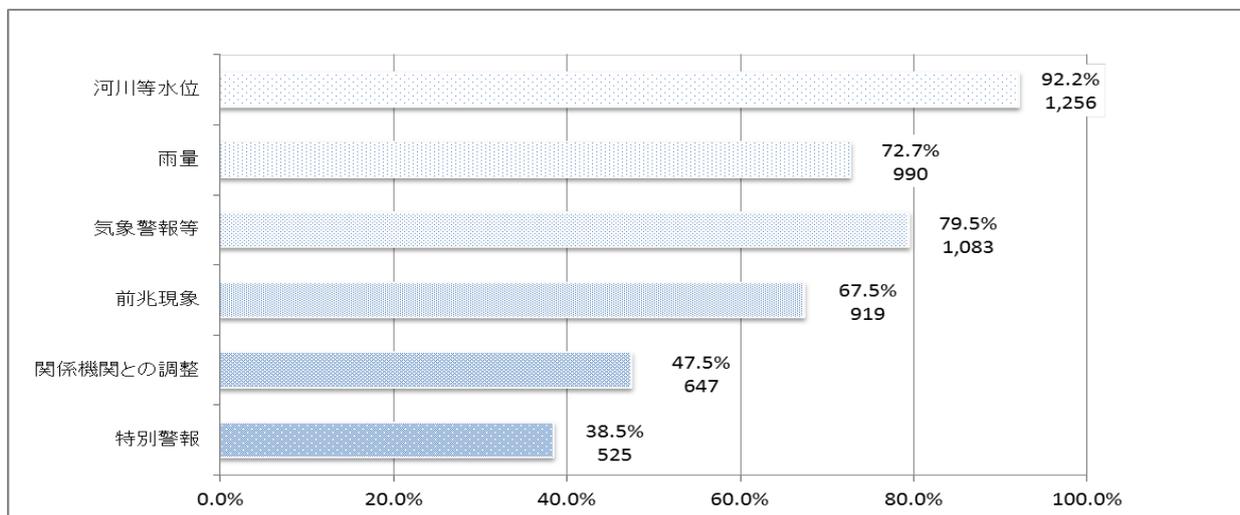
○発令基準の策定状況(N=1,742(全市町村))



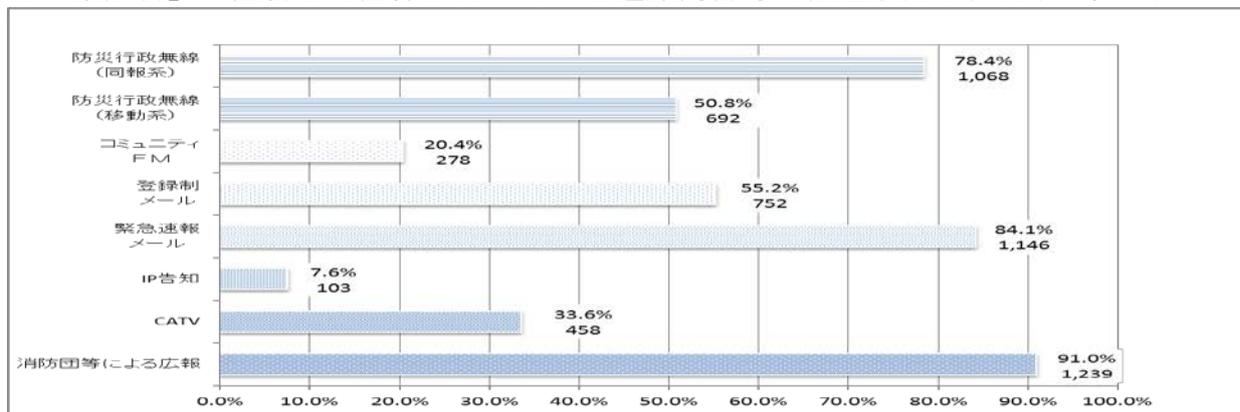
【策定済の種類】

区分	団体数	割合
・避難準備情報、避難勧告、避難指示の全て	1,255	92.1%
・避難準備情報、避難勧告	27	2.0%
・避難勧告、避難指示	64	4.7%
・避難準備情報、避難指示	2	0.1%
・避難準備情報	7	0.5%
・避難勧告	6	0.4%
・避難指示	1	0.1%
計	1,362	100.0%

○「策定済」と回答した団体が発令基準に盛り込んでいる判断材料の状況(N=1,362)



○「策定済」と回答した団体が用いている避難勧告等の伝達手段の状況(N=1,362)

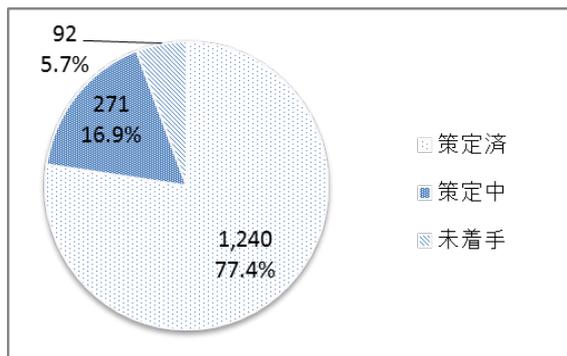


○その他(N=1,362)

- ・「策定済」と回答した団体において、32.9% (448 団体) が避難すべき区域ごとに発令基準を策定している。
- ・「策定済」と回答した団体において、39.1% (532 団体) が高齢者など要配慮者の事前避難体制の整備を行っている。

2 土砂災害

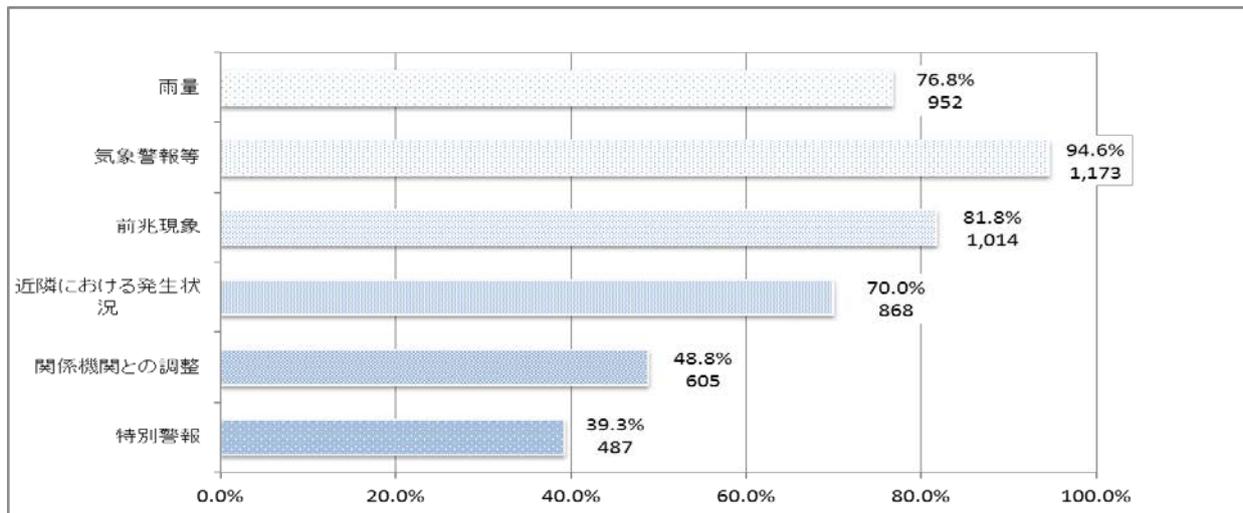
○発令基準の策定状況 (N=1,603 (土砂災害が想定される市区町村))



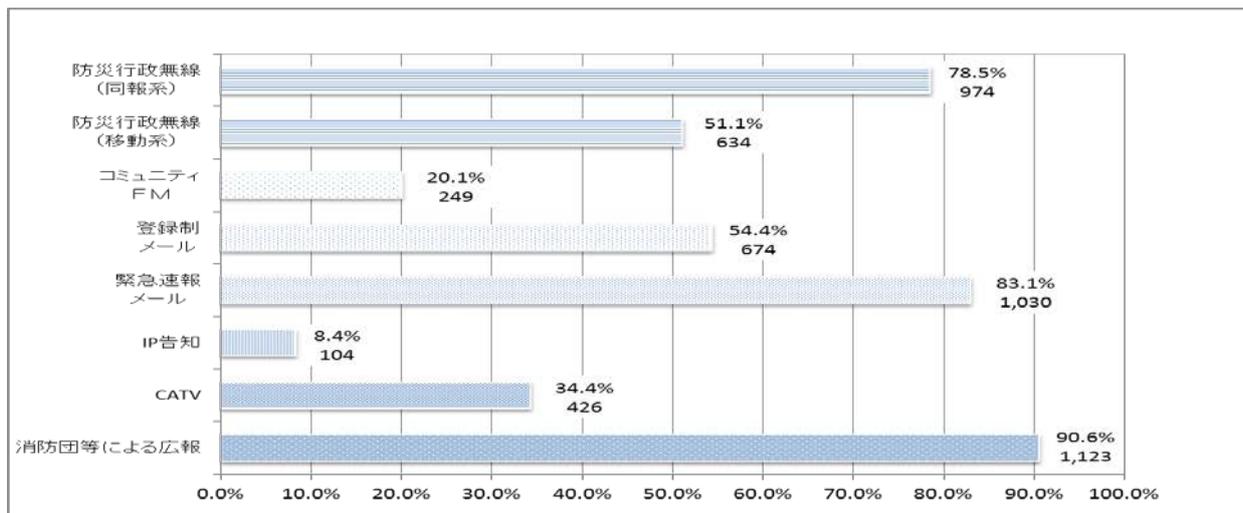
【策定済の種類】

区分	団体数	割合
・避難準備情報、避難勧告、避難指示の全て	1,123	90.6%
・避難準備情報、避難勧告	27	2.2%
・避難勧告、避難指示	66	5.3%
・避難準備情報、避難指示	4	0.3%
・避難準備情報	8	0.6%
・避難勧告	12	1.0%
・避難指示		
計	1,240	100.0%

○「策定済」と回答した団体が発令基準に盛り込んでいる判断材料の状況 (N=1,240)



○「策定済」と回答した団体が用いている避難勧告等の伝達手段の状況 (N=1,240)

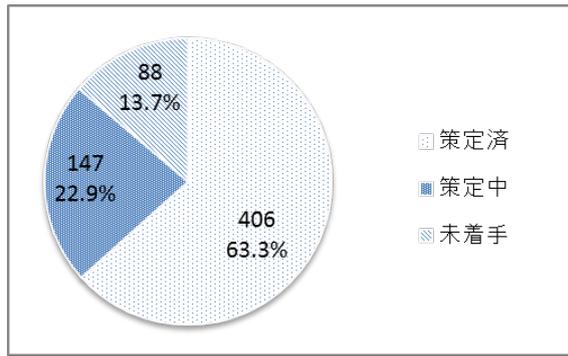


○その他 (N=1,240)

- ・「策定済」と回答した団体において、29.9% (371 団体) が避難すべき区域ごとに発令基準を策定している。
- ・「策定済」と回答した団体において、40.1% (497 団体) が高齢者など要配慮者の事前避難体制の整備を行っている。

3 高潮災害

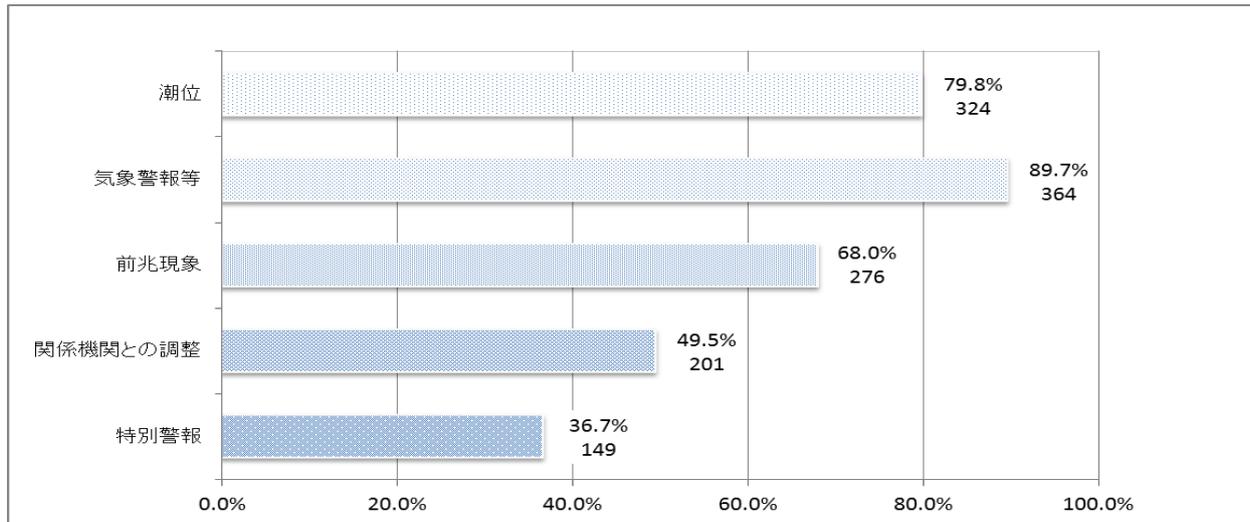
○発令基準の策定状況 (N=641 (高潮災害が想定される市区町村))



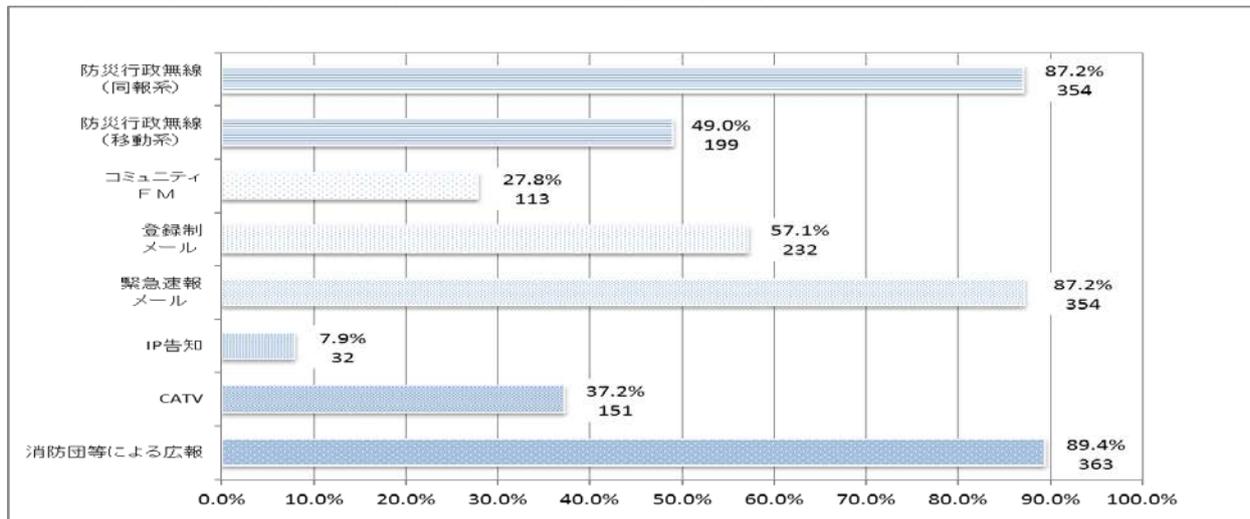
【策定済の種類】

区分	団体数	割合
・避難準備情報、避難勧告、避難指示の全て	353	86.9%
・避難準備情報、避難勧告	7	1.7%
・避難勧告、避難指示	33	8.1%
・避難準備情報、避難指示	3	0.7%
・避難準備情報	6	1.5%
・避難勧告	2	0.5%
・避難指示	2	0.5%
計	406	100.0%

○「策定済」と回答した団体が発令基準に盛り込んでいる判断材料の状況 (N=406)



○「策定済」と回答した団体が用いている避難勧告等の伝達手段の状況 (N=406)

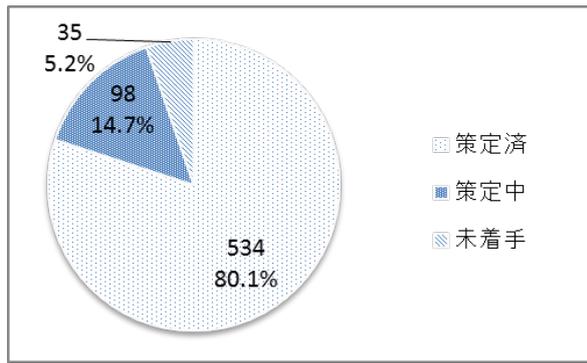


○その他 (N=406)

- ・「策定済」と回答した団体において、28.8% (117 団体) が避難すべき区域ごとに発令基準を策定している。
- ・「策定済」と回答した団体において、36.9% (150 団体) が高齢者など要配慮者の事前避難体制の整備を行っている。

4 津波災害

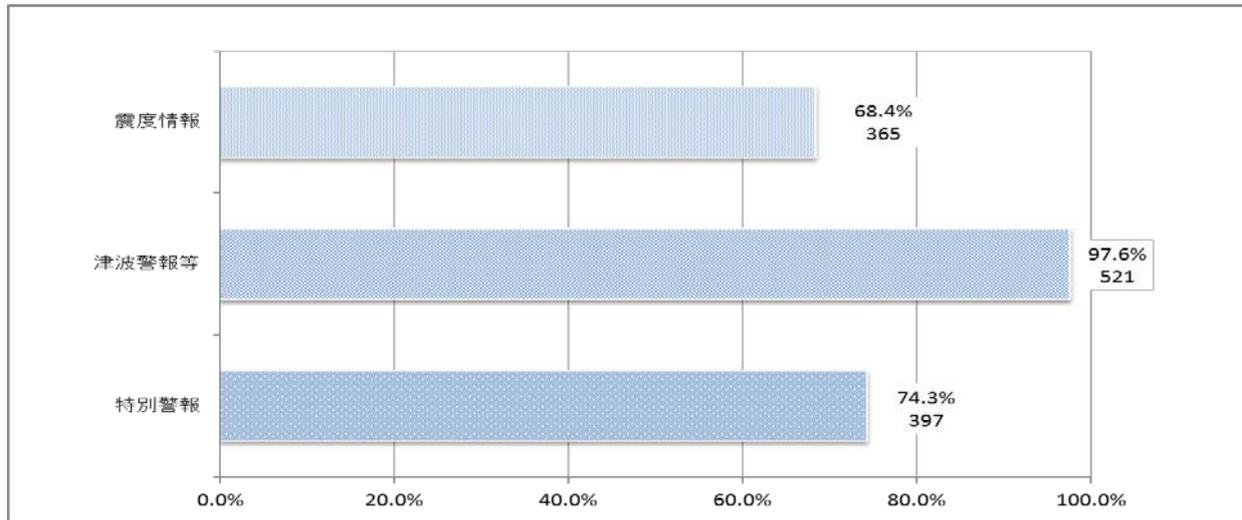
○発令基準の策定状況 (N=667 (津波災害が想定される市区町村))



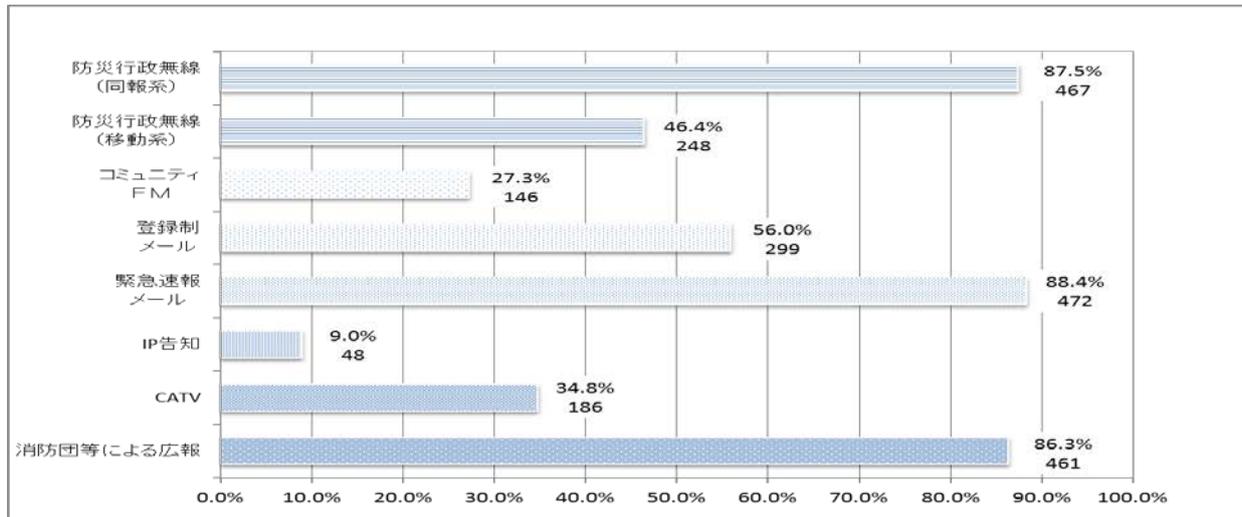
【策定済の種類】

区分	団体数	割合
・避難準備情報、避難勧告、避難指示の全て	288	53.9%
・避難準備情報、避難勧告	4	0.7%
・避難勧告、避難指示	205	38.4%
・避難準備情報、避難指示	4	0.7%
・避難準備情報	2	0.4%
・避難勧告	12	2.2%
・避難指示	19	3.6%
計	534	100.0%

○「策定済」と回答した団体が発令基準に盛り込んでいる判断材料の状況 (N=534)



○「策定済」と回答した団体が用いている避難勧告等の伝達手段の状況 (N=534)



○その他 (N=534)

- ・「策定済」と回答した団体において、28.1% (150 団体) が避難すべき区域ごとに発令基準を策定している。
- ・「策定済」と回答した団体において、33.1% (177 団体) が高齢者など要配慮者の事前避難体制の整備を行っている。

【解説】

1. 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」とは

平成16年の一連の水害、土砂災害、高潮災害等では、避難勧告等を適切なタイミングで発令できていないこと、住民への迅速・確実な伝達が難しいことなどが課題として挙げられました。

このことから、内閣府で、学識経験者等からなる「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」を開催し、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」が取りまとめられました。

ガイドラインは、避難勧告等を適切なタイミングで迅速・確実に住民に伝えるため、市区町村ごとに、避難勧告等の具体的な発令基準などについて定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を整備すべきであるとしており、市区町村が当該マニュアルを作成するための手引きとなっています。

2. 「避難勧告等の具体的な発令基準」とは

ガイドラインでは、市区町村が、対象とする自然災害ごとに、どのような状態になれば住民が避難行動を開始する必要があるかをあらかじめ確認し、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に、避難勧告等（避難勧告・避難指示および避難準備情報（要援護者避難情報））の具体的な発令基準を策定することとされています。「具体的な発令基準」とは、水位・雨量等の数値や、警報・浸水等の客観的事実を基準としたものをいいます。

3. 避難勧告等の定義

避難準備（要援護者避難）情報	一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めのタイミングで避難行動を開始することを求めるもの。
避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。居住者等が勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護する等、特に必要があると認めるときに、市町村長が居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強い。